

第3章

APRにおける地域安全保障と地域安定を もたらすシステムの完成

3.1 地域安全保障システムの将来の構造

APRにおける安全保障問題に対するロシアのアプローチは、「APRにおける安全保障と安定の諸原則についての」宣言のプロジェクトの中に公式に述べられている。このプロジェクトは、1995年8月のブルネイにおける第2回ARF会合での議論のために提示された。すべてのアジア太平洋諸国を含む安全保障に関する地域コミュニティの創設の必要性が、このプロジェクトで強調されている。この地域のすべての国々が地域安全保障メカニズムの創設に参加する平等な権利と、政治的な係争問題の解決手段として経済的圧力を用いるのを禁止することが、このプロジェクトの中に明記されている。後に、これらのアプローチは、ロシアの国家安全保障コンセプトと軍事ドクトリンの中で展開された。

本研究の最初の章で我々は、APRにおいては、ヨーロッパのOSCEに類似した何らかの集団安全保障メカニズムの創設の構想はほとんど実現不可能であると結論付けた。それは2つの主要な要因によって阻まれる。

第1に、ヨーロッパとAPRの間には、基本的に大きな経済的、政治的、社会的違いがある。OSCE創設時代のヨーロッパとは異なり、今日のAPRでは、領土や領海をめぐる紛争が解決に程遠い状態にある。ヨーロッパとは異なり、APRは地理的に広大すぎて、人々は、統合された共同体に属していると感じることができない。ヨーロッパと比較すると、アジアには、歴史的な伝統や文化的価値の点で違いが大きく、いわゆる外部勢力がアジアの事柄に介入することへの否定的な態度がより鮮明に表れる。

第2に、我々の世界は、全体として変化しており、安全の概念も変化している。戦後の冷戦の時代においては、主要な傾向が社会主義と資本主義の対立へと変化したが、この時代を通じて、新たな歴史的傾向が現れてきた。つまり、グローバリゼーションの傾向が現れ、国家安全保障並びに集団安全保障のコンセプトが、伝統的な軍事的要素と共に、その他の要素も含むようになった。これらの要素とは、経済安全保障、環境安全保障、さらには人間の安全保障である。加えて、長期的には、これらの要素の重要性が増大する傾向にある。

それゆえ、国際的な安全保障の定式の変化は、ロシアや外国の政府関係者や学術関係者を含む、この地域の国々からますます支持されるようになってきている。かつてそれは、2つの軍事・政治的ブロック間の力の均衡に基づく安全であったが、社会主義がヨーロッパの舞台から退場した後、新たな定式、すなわち、かつて対立していたブロック間の利害のバランスに基づく、協力を通じた安全保障へと変化した。今や、発展を通じた安全保障という新たな安全保障の実施を唱える演説が説得力をもつ。その上、かつてのアジアの金融危機、それがもたらした国家、地域、グローバルなレベルでの社会的、経済的、政治的結果は、そうした協力の必要性だけに疑問符をつきつけたのではない。グローバル化された経済と政策の要請は、アジア的集団安全保障の概念の発展の次のような段階、すなわち、発展の中での協力（パートナーシップ）を通じた安全保障の段階について考えるよう促している。この概念的アプローチの基礎はこの地域の国々の急速な経済成長にある。地域内の及び地域間的な性格を持つ多角的経済協力は、地域の国々の協調への動機の基盤となっており、相互信頼と透明性を強化し、この地域の諸国の姿勢の政治的、軍事的側面に対し有益な影響を及ぼしている。

発展の中でのパートナーシップを通じた安全保障という定式とグローバル化の要請は、APR諸国の当局者に対し1つの問題を提起している。この問題とは、共通の地域的利益のために国家主権の一部を共有し、共通の地域の法と秩序を遵守させる将来の地域機構に国家権力の一部を委譲する必要性についてである。今日、APRには、この要求を受け入れる用意のある国がいくつか存在する。我々は、多くの国々が、国家主権の一部の委譲の問題に明確に否定的な態度を示していることを知っている。そうした事態は明確であり、説明可能である。さらに言えば、様々な直接的もしくは間接的な形で、各国にこの要求を受け入れさせる必要はないし、国家主権が対等であるという新たな理解を強制する必要もない。現在、こうしたディレンマが存在しているという事実を認めることが望ましい。経済のグローバル化に関する疑問を表明することの正当性を認める必要があるし、「発展の中でのパートナーシップを通じた安全保障」という新たな定式が、主権国家に対しその権限の一部を地域機関へ委譲するよう求めていることを、そのことは意味している。

この事実を認めることからスタートすると、将来のAPRにおける安全保障構造はどのようなものになるかについて語る事が可能になる。当然、次のような系統立った行動をもくろむ必要がある。つまり、新たなAPRの安全保障システムの創設という実際の結果は、国家主権と地域統合の利益の最適なパリティの処理に対する新たなアプローチがアジア諸国に広まることと直接結びつけられるだろう。

今日の立場からみると、APRにおける集団安全保障の構造は、多元的なレベルから成る。APRを他の地域と結びつけるトップレベルには国連が存在する。その憲章は、国家

間の態度の最も一般的な原則を規定している。しかし、今日、冷戦時代の2つの超大国の軍事対立の終結後、国連の構造と法的な基礎は大きな改革を必要としているが、国連は依然として、グローバルなレベルでの主要な多国間組織であり、それは、国際安全保障と国際的な発展の維持を促進している。

2番目のレベルであるAPRのレベルでは、発展の中での協力を通じた安全保障のための独自の地域的な構造が形成されたり、あるいは生み出される可能性がある。

APECの制度化は、経済、エコロジー及び社会分野におけるアジアの地域主義の発展の主流となる可能性がある。要するに、APECの力の根本的な中心は、当初からリーダーの役割を担っている中国と日本である。前者は発展途上にあり、後者は先進国メンバーの連合の中心である。我々の視点から見ると、力の中心に関するそうした定義は、環太平洋という原則に法的に由来するものであり、その原則は、基本的にそれほどグローバルではないが、現実的な問題、つまり、独自にまた効果的に発展していて、潜在的にリーダーシップの獲得を求めている、東アジア地域を支えるという問題を追求するフォーラムの考え方から宣言されたものである。こうした理由のため、参加各国の構造の中に、我々は、他の地域集団の力の中心であるが、東アジアに戦略的な利害を有している、米国とロシアという2つの世界の大国を目にする。

もう一つのAPECの特徴は、それに加盟している多くの国々が、他のグループ（NAFTA、ASEAN、CISなど）にも同時に加盟していることである。このことは、曖昧な結果を生むことになり、それが、組織の多層的なレベルや構造の特別なもろさに影響を与えるだけでなく、利害の範囲やそれらの調整のメカニズムにも影響を及ぼしている。

極東研究所の専門家の意見では、APR諸国の経済政策を現実に調整していく中で、追ってこのフォーラムの変革を進めるためには、ファンドの流れの安定化をもたらす、各国の条件と金融資本の動きの規則の調整を促す、アジア通貨基金やその他の地域的金融制度の創設が可能である。

全体として、APECの以前の活動は、各国の経済活動の国際化という世界的なプロセスと、東アジアにおける地域的諸傾向の形成に対応しており、その加盟国の経済発展の現実の要請に叶っていた。

それと同時に、すべてそうだと言うわけではないが、グローバリゼーションの条件下での新たな経済の急速な発展は、それと結びついた期待を正当化した。生産活動における国家間、国民経済間、企業間、人々の間の相互依存の強化、先進工業国にとって有利な国家間の不平等の拡大、特権階層にとって有利な公衆の階層化の深化という新たなプロセスは、分離主義、民族紛争や宗派紛争の爆発を引き起こしている。従って、APECに対して新たに求められていることは、その活発化のために、政治問題や安全保障問題への関心を強めることである。

21世紀の現実に基づいて、ロシアは、APECのアジェンダの中に、安全保障分野でこの組織が直面している目標も設定することを支持している。これらの目標は、国際テロへの対抗措置や海賊から貿易を守ること、さらには、安全保障分野での新たな相互関係の方向の形成であり、例えば、自然災害や技術的な事故を政治によって一掃したり、これらに対して対応することである。例えば、2005年、ロシアは、自然が引き起こす事態や緊急事態への対応に関する広範な協力をAPECにおいて進展させることを推進する主要なメンバーの一員として活動した。そうした取り組みのおかげで、恒常的に活動する調整メカニズムである、緊急事態への対応のためのAPECグループを作るという考えは実現した。

実践が証明しているように、この地域の国々の複雑な相互関係、経済分野や人道問題の決定における協力などは、テロとの戦いも含めた、安全保障分野における諸問題に関する決定のための多国間協力の機会を増進させている。

アジアの安全保障の第3のレベルには、既存のサブリージョンのグループ（ASEAN、北朝鮮の核問題に関する六者協議）や将来のグループ（日韓の共通市場、東南アジア諸国の経済協力機構など）がある。

共通の地域規模の政治対話の実施のためには、ASEAN次官級会合のメカニズムを活用し続け、議論されるテーマを拡大し、将来におけるより義務的な政治決定の受け入れをめざす必要がある。安全保障（国際テロや国境を越えた犯罪との戦い）の分野におけるロシアとASEANとの交流促進のための具体的措置は、2015年までの期間におけるロシアとASEANとの協力の複雑なプログラムに規定されている。

第2章で述べたように、APRにおける政治統合で特別な役割を果たすのは、安全保障に関するARFのような国家間の組織である。その枠内における共通の地域的対話は、今日、世界とアジアにおける安全と安定の維持という差し迫った問題のすべての範囲をカバーしている。その誕生から10年以上経過して、それは、権威ある国際フォーラムに成長した。今日、それは、地域の政治プロセスを安定させるために重要な影響を及ぼしている。ARFの第12回会合は、ARFが、国際テロ、大量破壊兵器やその他の拡散などの新たな挑戦に対する戦いにおける取り組みを強化するという目標を支持した。それを示すものとして、会議で採択された「身元を証明する効果的で望ましい情報の交換と文書の保護に関するARFの適用」がある。それは、テロとの戦いに関するARF諸国の取り組みに対するさらなる貢献となる。

周知のように、ASEANの機構に立脚して、インド、オーストラリア、ニュージーランドも参加した、2005年末のクアラルンプールでのASEAN+3の9回目のサミットで、新たな展望を持つ国家間組織、東アジア共同体（EAC）の創設が宣言された。ロシアのプーチン大統領は、このサミットに出席し、電力産業とテロとの戦いの面で東アジア諸国

と密接に協力する用意があることを表明した。彼はまた、東アジア諸国とのパートナーシップの財源として不可欠な財政資金面で貢献する用意があると表明した。「ロシアはすべての重要な分野で、ビジネス界に貢献する用意がある。我が国は、東アジア共同体内での協力や、災害の一掃のための活動や緊急事態対処などの重要分野での協力を含め、協力することに前向きである」とプーチン大統領は語った。このように、ロシア大統領は、EACやASEANの活動にそのフル・メンバーとしてさらに参加していくという見通しを持って、EACの活動に参加したいという希望を表明した。

残念ながら、今日、すべての東南アジア諸国がEACの拡大を歓迎しているわけではない。マレーシアは、米国の代表は、来客としてもEACに参加すべきでないと言っている。東南アジア諸国の連合にロシアの統合を加速化する計画に対して、オーストラリアとインドネシアには不満がある。一方で、APRにおける影響力をめぐる競争の激化によって、それを説明することができる。他方で、EACのエネルギー分野における競争者を持ちたくないという願望によって、それを説明することもできる。周知のように、炭化水素生産に関し地域のリーダーと認められているのはインドネシアである。

我々の意見では、APRの北東部並びに南東部の国家間及び地域組織間の境界の明確な分断は、社会・経済的及び文明的特徴をめぐる新たな分断線の創出をもたらす、前世紀に典型的にみられた、イデオロギー的な敵対に取って代わることになるだろう。

安全保障の経済的、政治的メリットと理由付けは、当然ながら、個々のリーダーの利己主義的な理由付けを消滅させる可能性がある。長期的には、この形成された共同体とロシアの結びつきにより、北東アジア諸国、南東アジア諸国、一部の南アジア諸国を統合する「東アジア連合」のような単一の統合された組織の形成が可能である。その機能やそこに参加する国の構造に関し、将来の東アジア連合は、現在の地域組織の多くを変化させ、(国連に次ぐ)独立したレベルの東アジアにおける安全保障の共通の地域機構を形成する能力を持っている。そうした組織の形成は、今日一つの国が様々な統合組織に参加し、あるいはそれらの組織と協力していることによって促進されるだろう。それは、中央アジアにおける統合のプロセスの経験によって証明される。例えば、中央アジア連合は現在存在していないが、そこに参加していた国々は今日ユーラシア経済共同体(EAEU)に加わっている。CIS軍事協力調整参謀部も同様に消滅し、その一部の機能や構造は、集団安全保障について契約する組織に委譲され、しかもさらに拡大する傾向にある。

我々の意見では、北朝鮮の核問題に関する六者協議のメカニズムの運命に注目する必要がある。研究によれば、この深刻な問題の解決に際して、このメカニズムが果たす肯定的な役割についてはすでに語られてきた。いくつかの問題がある。この問題が緊急性を失った場合、それはどうなるのか。その決着後に六者協議のメカニズムを解散する必

要はあるのか。

米国のジョンス・ホプキンス大学ポール・ニツツェ高等国際問題大学院の国際政治経済スクールの教授であるF・フクヤマ氏の意見によれば、「北朝鮮の核問題をめぐる危機が去った後、6者の常設組織は、北東アジアというサブリージョンでの安全保障に関するその他の問題の解決のために、中国、日本、韓国、ロシア、米国の間で直接情報交換をするチャンネルとしての役割を果たすことができる」。ロシアの多くの専門家も、そうしたアプローチに同意している。

今日、我々は、冷戦の終結と北東アジアで進行する経済発展という背景の下で、ナショナリズム的な情熱と競争意識がより顕著になっていることを目にしている。韓国、日本、中国間の対立は、将来むしろ高まりそうである。南北朝鮮の可能性のある統一後に安全保障分野における不確実性の中で不安が高まると、日韓両国の姿勢が深刻な影響を受け、サブリージョンにおける軍備競争を引き起こす可能性がある。

F・フクヤマ氏の指摘によれば、「アジアはナショナリズムのヒステリーの絶壁を滑り落ちようとしているが、危険な誤解の可能性もある。中韓両政府が日本の再軍備に不安を感じるか、あるいは日中の首脳が朝鮮の統一の際の狙いに懸念を抱く場合には、多国間フォーラムが不安を拭い去り、期待を正確に定式化できるだろう」ということだが、こうした考えを認めることはできない。常設の多国間機構の創設は、北東アジアの主導的な国々に相互の直接対話の「場」を与えるという、重要な役割を演じることになる。

六者協議の場は、多くの予測される諸問題の決定にとって有益であるかもしれない。それらの諸問題の第1は、北朝鮮体制の予期せぬ崩壊である。しかし、六者協議という新たなグループの重要性は、それに限定されない。十分な核兵器を保有する北朝鮮、アジアにおける軍備競争の脅威、中国、日本、その他のサブリージョンの国々の軍の近代化がもたらす結果は、六者協議が解決できる可能性のある問題の内のいくつかにすぎない。

従って、アジアに出現した安全保障をめぐる六者協議は、制度面での革新のための良い機会である。北朝鮮の核計画をめぐる現在の危機が去った場合（去るとすれば）、六者協議という常設の組織は、中国、日本、韓国、ロシア、及び米国の直接的な情報回路として役立つことになる。この六者協議という新たなグループは、NATOのような軍事同盟ではなく、OSCEのような全般的な安全保障分野における地域組織に近いものになる。

我々は、同様の常設のフォーラムがあらゆる重要な諸問題を決定する普遍的な措置となるという幻想を抱いてはいない。それは、台湾に関する中国の脅威の抑止には役立たないだろうが、おそらく、台湾海峡における危機の解決方法を議論する場とはなる。同様に、六者協議は、東南アジアにおける安全保障問題に直接影響を及ぼすことはでき

ないであろう。そうした役割を与えるべきではない。それらの決定は、東アジア連合のような共通の地域組織に託されるだろう。将来、この六者協議は、そうした共通の地域組織の構成要素となろう。しかし、それはあくまでも将来の問題である。

我々のスキームの4番目のレベルは、例えば、21世紀における戦略的パートナーシップの形成をめざした、中露のコミュニケーションのような密接かつ親密な関係を構築する希望を表明した国との相互関係に当てはまる。

3.2 予防外交の形態と方法の完成の方向

過去数年の間に、多くの地域組織やその他の国際組織は、平和構築の概念の問題をめぐる議論を混乱させるような、それら組織が発展させてきた概念や定義を用いるよう提案してきた。その結果、実際にはすべての周知の分類は、監視、様々な形態の管理、紛争の予防や解決に関する取り組みに対する政治的、経済的および外交的支援、様々な人道支援活動、その他、「予防外交」のコンセプトによってしばしば一般化される予防の拡大に至る、非軍事的な措置の活用を活動に割り当てている。

当然ながら、国連事務総長は新たな要請に関する報告書の中で、「予防外交は、紛争が軍事衝突へと発展するのを防ぐためにとられる行動の一形態である」と定義した。別の言い方をすれば、「燃えさかる火は、グラス一杯の水（予防外交を比喩的に示すもの）もしくは消防隊のいずれかによって消化することができる」。

最初の方法がより都合がよいことは明らかである。

このように、予防外交は、当事者間の係争の原因と予防策を見つけ出し、それらが紛争へと発展するのを食い止める複雑な措置を包含することができる。そこには、関係当事者間の勧告や交渉を組織するための適切な貢献や仲介、それらの関係当事者に対して、相互理解の促進や不一致点の解決に向けた調整の達成に向けた支援を行うこと、早期予防の諸要素の活用、経済制裁の許容や非武装地帯の創設、といった点が含まれる。

従って、予防外交に固有の一連の活動形態はかなり広範で多様であるが、その基本は、適切な貢献、仲介、予防的拡大である。

適切な貢献は、国家や卓越した政治家の活動とは別の国際組織の活動から成り立ち、そうした活動は、包括的な交渉の開始に向けた直接的な接触の確立のために関係当事者への支援の提供を目的とするものである。適切な貢献を行うことは、交渉の準備をした後、交渉に第三者を参加させたりすることではない。

仲介は、国家や国際組織の代表、卓説した公的人物もしくは政治家と、係争問題の当事者との交渉から成り、係争問題の裁定を目的とするものである。それゆえ、仲介活動は、それぞれの当事者に対する提言の伝達に限定されるべきではない。仲介者は、あら

ゆる提案を当事者に検討させる権利を持つ。従って、仲介は、論理的には適切な貢献の延長である。

予防的拡大は、紛争が生起する可能性がある地域あるいは地域の境界地帯、もしくは現実に緊張が高まっている地域あるいは地域の境界地帯における軍の割り当てに関する事前の調整から成り立つ。この場合、何よりもまず、軍事力は和平調停中の政治的・心理的要因の役割を果たす。

一般に、予防外交は、紛争の開始より前に実施されるが、紛争のいずれの段階でもそれを実施する機会は排除されない。

予防外交の方法を分析することにより、それらを次のように特徴づけることができる。

伝統的な外交措置

危機の初期段階に影響を与えるという点で、外交措置はかなり効果的かつ広範囲に影響を及ぼすものであり、交渉と信頼強化の措置に始まり、外交関係の断絶で終わる。公然の予防外交と、隠れた予防外交（つまり、一定の秘密性を持った外交の意味）を組み合わせることが重要である。

経済的な措置

この方法は、紛争状況を中和する上で最大限の効果をもたらす。それが特に有効なのは、潜在的な紛争の当事国で、経済が強力に発展しているが、天然資源や動力資源を国外に依存している国に対してである。工業の発展が遅れている国々や、自給できる経済を持つ国々に対する経済制裁の有効性については、疑問符がつけられる。経済制裁を課せられる国々の指導者や政府は通常、苦しまない。苦しむのは国民だけである。

しかし、特定のイデオロギーによって武装された人々は、苦しむ覚悟がある。もう1つの措置は、信頼措置の回復や状況の安定化のための経済的（人道的）支援である。そうした人々は、自らに関しては単純化された生活を送ることに関心を持ち、通常そのイデオロギーを無力化するようなこれらの措置には反対である。

法的な措置は、国際機関の活動を規定する国際法の規範、協定や合意の規則の遵守の要求を基礎としている。危機状況の展開のすべての面で、法的な措置は十分有効であり、人々によって肯定的に受け止められる。

政治的措置

ある状況に対してこれらの方法が影響を及ぼす範囲は十分広く、自国の並びに他の国々の政治機関の活用を伴う措置も含む。これらの方法の有効性の基礎は、危機的状況

の予防に際して、各国の取り組みを一致させることにある。政治的外交の諸形態の一つとして、各国間の信頼を高める有効な措置を発展させる必要がある。

情報・心理学的措置

20世紀末と21世紀の開始の時点で、これらの措置の効力は高い。小屋から宮殿までそれぞれの家には、テレビやラジオの受信装置が備わっている。「砂漠の嵐」作戦開始前の米国の「シャトル」外交、ロシアの最初のチェチェン作戦の過程における否定的な世論の形成、「連合の力」作戦の過程における「CNN効果」を思い起こしてみよう。イギリスでの国際会議の一つで、フランスとイギリスの同僚たちが認めていたように、軍事的・政治的決定は、テレビのスクリーンから入ってくる情報の影響を受けてなされる場合が多い。明らかに、ユーゴスラビアに対する空爆の過程で、最初の攻撃の対象から放送局や中継局は除かれた。

軍事的な方法

軍事力、軍事力適用の決定を示すこと、その適用の決定を紛争の当事者に示すことは、状況の安定化のためのかなり有効な手段である。中国とベトナムの間の軍事衝突を思い起こすことができる。それは、核兵器を保有するゴリアテと、正しさを確信するダヴィデの間の戦いに似ていた。ソ連による軍事力の明確な誇示と、軍事力を適用するとの決定だけが、当時のインドシナ半島での戦争の燃え盛る火を消すことができた。上述の方法は、条件付で、「火を消すのに十分なコップ一杯の水」と関係があろう。さて、「消防隊」あるいは平和構築についてはどうか。ここには多くの問題がある。それらは、事態への反応としては不適切であり、自らの国家的課題の決定のための平和構築や、紛争当事者との関係における「ダブルスタンダード」、平和構築作戦の軍事的・文民的側面の非一貫性、国連とNATOの下での旧ユーゴスラビアにおける平和構築作戦の例などにみられる作戦期間の制限などの多くの問題を含む。

例えば、最初のケースでは、UNPROFORの作戦過程における兵器の適用規則をめぐる状況について、「平和を構築する人間は、自分が最後には食べられるだろうと考えつつワニに餌をあげている」というチャーチルの言葉が思い起こされる。軍事力の活用に関する国連の指令の弱さがその中に示されている。

2番目のケースでは、IFORとSFORの作戦の過程で、 Dayton合意における文民的側面と作戦の軍事的な部分との非一貫性により、まさしく作戦の軍事的側面を実施してきた多国籍平和維持軍や平和維持要員が、現地の人々から見ると、次第に占領軍へと変化してしまった。サラエボでは、文民的な側面に参加した組織の数は34に及んだ。それら

の活動は、重要な手段を用いて活発に実施されたが、体系的ではなく、単一の管理システムも存在していなかった。それは確かに、デイトン合意の実施の条項を強化した。しかし、すべての欠陥にもかかわらず、平和構築は、予防外交の主要なツールである。

予防外交の方法が重要なだけでなく、グローバルレベル、地域レベルおよび国家レベルでそれらを実現するメカニズムも重要である。水を使用することは1つの方法であり、コップや消火器は、緊急事態を予防するための環境やメカニズムを設定するシステムである。重要なことは、いつ、どんな手順で、危機的状況の予防にそれを適用する必要があるかを知ることである。

グローバルなレベルでは、それはまさしく国連である。軍事的・政治的状況の展開の傾向は、新たな危険や脅威の発生の観点から、国連の構造と機能が変革を求められていることを示している。しかし、そこでは、国際法の通常原則が堅固であり、国連安全保障理事会の常任理事国の「拒否権」のシステムが保持され、バランスをとっている。国連の変革との関連で、いわゆる予防のために軍事力を使う権利を用いる試みが、問題となっている。

人道上の事態に関して、国境線は人権の保護手段と考えるべきでないとの指摘があり、(いわゆる「アナン・ドクトリン」)では、グローバルなレベルでは安全保障の脆弱な殻は破られる可能性があると言及されている。軍事力の活用と平和構築作戦の実現の権利は、国連の手の中に残すべきである。国連の全加盟国にとって、法は「力の権利ではなく、権利の力」であるべきである。

上に具体的に示したように、地域のレベルでは、安全保障の問題の決定に携わる一連の組織がある。APORにおいては、信頼措置の形成や予防外交の方法の導入の一定の作業は、ARFによってなされている。しかし、専門家たちはこの作業にあまり注目していない。例えば、1997年のARFで、地域の安全にとっての一連の脅威が議論されたが、信頼措置の強化から予防外交への進展は非常に緩慢なものだった。同様の目的は、APORの安全保障分野の協力会議のいわゆる「第2バスケット」(SSBAPOR)の枠内で示され、その作業グループは、安全保障分野での協力問題を定期的に議論し続けた。1997年3月前、バンコクでのARF会合までは、SSB作業グループは、信頼と安全の強化の過程にあったが、わずか4年後のハノイでの第8回ARF会合(2001)では、予防外交に関するシンポジウムを開催するまでになった。ロシアも参加する多くの政治的文書が採択された。つまり、ARFの議長の役割の強化、また、ARFの専門家や重要人物の登録に関する予防外交のコンセプトと諸原則は、フォーラムなどへの軍事部門の代表の参加の拡大に向けて調整されている。ヨーロッパの平和構築の経験を考慮すると、重要なのは、安全保障に関連した諸問題に関する決定を受け入れるという問題に際して、地域の安全保障機構及び安全保障協力は、第一にミスを回避すること、第二にこれらの解決策の受け入れを

遅らせ、「予防原則」に基づくこと、第三に地域の軍事的・政治的連合によっては置き換えられず（OSCEとNATOの間の関係で実際に起っているような）それらの委任と統制の下で活動することである。

軍事的な安全保障の分野では、地域レベルでの多くの未解決の問題が存在する。「予防外交」というコンセプトの実現と関連した特定の複雑さ、軍事紛争終結時の行動規範のうちの軍事力の適用規則に関する平和構築活動の地域的コンセプトの欠如などの問題である。これらの問題の解決は、ロシアとそれに関心を持つその他の国々の一致した取り組みによって可能である。ここでアナン国連事務総長の以下の発言を引用するのが適切であろう。「世界における新たな要請は明らかに、すべてのレベルの政治的、経済的、軍事的安全保障の維持に携わっている国連とその他のすべての主体の間のいっそうの体系的な協力を必要としている」。

ロシアは平和構築プロセスに積極的に参加している。沿ドニエストル、南オセチア、ナゴルノ・カラバフ、タジキスタン、アブハジアにおけるロシアの平和構築活動は世界の安定に貢献してきた。旧ソ連の領域における平和構築のオペレーションは、基本的にはロシアとロシア軍に依存している。多くの国々は言葉の上では、状況の安定を支持しているが、これらのオペレーションには参加せず、経済的・財政的な支援も行っていない。

ロシアでは1999年に、「West99」という戦略的ドクトリンの1つの計画によって、予防外交のためにロシア連邦軍を使用することが規定された。この任務は軍隊にとって非常に新しいものである。それと同時に、軍事力、軍隊を用いる決定の表明、その使用の結果として当事者間の紛争を終結させることは、状況を安定化させるかなり有効な手段である。「West99」ドクトリンの結果として、状況の安定化のために軍事力を使用する形態や方法、含まれる兵力やそれらを使用する手段と手順が決定された。ロシア軍は今日、予防外交の分野についてうまく習熟している。

要するに強調する必要があるのは、新たな国家安全保障コンセプトにおいては、ロシア連邦軍事ドクトリンと並んで、危機状況が認定された場合に優先すべきことは、非軍事的手段、あるいは他の表現を借りれば、予防外交だということである。

東アジアの安全保障に関する地域機構による予防外交の形態や方法の発展は、地域的な条件や特徴の点から見て、地域的安定の維持という活動における主要な任務の1つの決定を促進するだろうと言える。インド、ロシア、及びその他のアジア諸国が今日、平和構築のための高等教育機関を有していることは喜ばしいことである。この活動分野で他の国々に適切な支援を与える用意があることは、ロシア参謀本部軍事戦略研究センターとインド合同軍研究所の二国間の研究交流の過程で表明された。

3.3 軍事紛争発生予防のための状況のモニタリング

上記のことと関連して、紛争がエスカレートするのを予防する問題は多くの側面を持つため、予防外交は困難な活動である。しかし、過去の経験が示しているように、それはまったく可能である。今日でも、多くの政府は、政府間組織、非政府組織、及び個人を通じて予防措置の実現に着手する用意がある。これらの活動の大規模な集中化や協力、その強化や補強が必要である。同様に、システムの存在や十分な戦略、資源も必要となる。

すでに指摘されているように、予防外交は、危機や暴力に先立つ介入を意味する。それとは別に、予防外交は、国家間レベルや国内レベルで起こりうる潜在的な紛争も扱う。世界で起きているプロセスを見ると、紛争（国境紛争、内戦、人権侵害、大量の難民）の数が常に増加していることに気づくのは容易ではない。

予防的な措置は、事実に関する適切かつ正確な知識に基づくべきであり、従って地方、国、地域における状況の進展の成り行きや傾向についての詳細な分析を知ることが重要である。また、それは、紛争の発生に先立つ社会・経済的、軍事・政治的条件のモニタリングを実現する必要性も意味する。モニタリングは、情報の評価のためばかりでなく、国際社会や地域組織が、紛争の十分なローカル化のための適切な特徴を持った措置を受け入れるためにも必要である。そうしたアプローチは、起こりうる紛争の大半が、政治的、経済的、社会的な理由に由来していることに基づく。従って、地方や国、地域にとって危険をもたらしうる出来事や傾向を追跡し、世界の安全保障にとっての脅威が存在している状況を安定化させ維持するという視点から、それらについて評価する必要がある。

状況の評価は、通常、事実の確立に関するミッションによって、あるいは、政府からのコンタクトや助言の過程で、さらには、紛争地帯への特使派遣によって実施される。そうしたミッションや特使は、世界の多くの地域や旧ソ連地域で活動している。今日、国連とOSCEは、グローバルなレベルと地域レベル双方の安定の面で、世界にとっての様々な脅威に関する早期警戒センターの完全なネットワークを備えている。ヨーロッパでは、ミッションと代表部はバルカン半島、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボとメトイア、旧ソ連の沿ドニエストル、南オセチア、ナゴルノ・カラバフ、タジキスタン、アブハジアなどに存在する。紛争の可能性の徴候を含むこれらの情報源からの情報を一般化すれば、情勢を評価しつつ、紛争の予防と状況の安定に関する適切な行動を決定し実現することが可能である。

そのため、例えば、イタリアとヨルダン政府の支援で創設された、紛争の早期防止と予防のためのセンター（欧州・地中海平和憲章に基づき創設された）は、主として新た

な紛争の予防をその目的としている。同センターを組織した人たちは、政府機関が紛争の予防のための政治的でも軍事的でもない行動を開始することを可能にするような枠組みの創設の必要性から出発している。

個々の地域における中核的な予防メカニズムとして、紛争の早期警戒と予防のための非政府的な地域的及びサブリージョンのセンターの形成は、APRの安定を強化する現実的な一歩となることは明らかである。東シナ海や南シナ海の島々や大陸棚、この地域のその他の係争地域をめぐる緊張した状況は、そうしたセンターを必要としている。

次のような課題の解決が、早期防止センターに割り振られる。

当該地域のどこでいつ、危険な紛争や危機が発生するかを明確にすること；

起りそうな紛争の歴史的、文化的、経済的、地理的原因の研究；

次のような諸問題に対する回答の探求を通じて各当事者の利害や要求を分析すること：「なぜ、この集団はそうした立場を主張するのか、その適用や要求の背後にはどのような恐怖心や警告があるのか、この集団のどのような基本的な人道上の要求が満たされてないのか、それが破られているのか、それとも脅威にさらされているのか；」

セミナー、学術団体の作業、研究、情報交換の促進といった手段による、地域の潜在的な紛争に対する取り組みをめぐる協力のための機会の拡大；

地域における決定の受け入れに責任をもつ政府や組織による早期予防の手段として、地域センターに研究結果を収めたコンピュータデータベースを設置し、サブリージョンセンターがそれらを利用するための活動を行うこと。

紛争防止センター

全体として、こうしたセンターに求められるのは、情報の評価というよりも、潜在的な紛争の防止のための手続きを改善することである。同様のセンターの活動の目的は、無軌道な暴力による争いの激化を防止するには、どのような方法やツールが有効かを規定することにある。それと同時に、これらの問題の決定は、多くの面で、紛争の予防に関わる側の立場、資源、好む方法に左右される。すでに創設されているセンターや、ヨーロッパの平和プロセスの枠組みの中での軍備管理や地域安全保障に関する交渉の過程で達成された取り決めに従って開設が計画されているものについて述べるならば、それらは、その活動において次のような方法やツールを用いるだろう。

要求事項の評価；紛争の緊急性の低減を阻む諸要素を明らかにすること（平和プロセスの欠如、資源、決断、刺激、あるいは信頼の不足）；

どのような潜在的資源や「意志」が、係争のエスカレートを防ぎ、当事者が紛争に至るのを食い止められるかを明らかにすること。どのような機関が創られ、どのよう

なプロセスがすでに起っているか。データベースが有効であるかぎり、そうした情報はそこから得ることが出来る。それらが不十分な場合には、追加的なツールキットが必要となる；

事実の確定に関わるミッションの創設；

当事者間に存在する不一致点の平和的解決に関する勧告について当事者に考慮させるような、ラウンドテーブル、和平会議、セミナー、ブレーン・ストーミングの実現；

多国間の作業；

仲介；

調停；

紛争解決。

要するに、紛争の予防を目的とした状況のモニタリングの問題は、最も困難な問題の一つであり、真剣な取り組みが求められるし、膨大な物質的手段及び人員の準備のための支出を必要とする。

それと同時に、国内的な紛争の広がり、次のような意見を裏付けている。すなわち、組織的暴力の原因は貧困、社会経済的不平等、管理の非効率であることがあらかじめ確認されており、それが国内の行政機構や外部の安全保障組織の取り組みの対象となるべきである。ミャンマー、スリランカ及び東チモールにおける紛争は、事実、国際社会に対して、それらの予防のためには早期予防よりもどれほど十分な政治的意志と適切なツールが必要かを示している。

肯定的な事実として指摘できるのは、紛争予防の失敗の理由、そのコスト、さらにはその手段が議論され、分析され、評価され始めていることであり（防衛研究所とロシア軍参謀本部軍事戦略研究センターによる共同研究もこれらを含んでいる）これによって国際社会は、短期的並びに長期的な観点に立って、紛争の予防に積極的に関わることができるのである。

今日の主要な課題は、明確に定式化され、実際に活用される予防政治の具体的措置を、国際組織や地域組織が発展させることである。兵器移転の影響に関するより批判的な評価の必要性、地域において紛争が生起しそうな国の発展や潜在的な係争問題の解決方法の作成を支援する必要性の認識と、発展を促すような政治と国家安全保障並びに地域安全保障の広範な調整を行うことは、考慮すべき2つの重要な要因であり、テーマである。

3.4 情勢の安定化のための軍事力の活用

軍事紛争の解決を目的とする武力行使の問題は、昨今、ますます差し迫ったものとなっている。それは多くの要因によってもたらされている。基本的には、その要因を軍事

紛争の数の増大だと考えることが可能であり、こうした紛争は、緊急かつ有効な措置を必要としている。冷戦の終結と共に、周辺の軍事紛争の解決のための軍事力の使用が、超大国間や軍事・政治同盟間のグローバルな軍事対立をもたらす可能性はおおむね減少している。

長期間の紛争は、多くの政治家がそれらを最短期間で、しかも多大な出費を伴わずに停止させたいとする衝動を有しているため、国際社会があらゆる面で多額の費用をかけながら管理しており、それ自体は広範な軍事力の使用を伴っている。

軍事紛争の際の、敵対する集団による自動兵器、火砲、装甲車両、MLRS、様々な弾薬類や装置類の使用。紛争地帯においてはより頻繁に戦闘機や戦闘ヘリコプターといった航空機が用いられ、そうした戦闘は、変則的な形で遂行されるばかりか、現代的な戦闘戦術を用いる能力が十分にある、よく組織化され、技術的に装備が整い、よく訓練された兵士によって遂行される。

世界秩序の維持に係る伝統的な作戦に特有の基準、つまり、中立性や、その領土が平和構築作戦の舞台となり、武力紛争の解決のために世界や軍事・政治同盟が担う大きな軍事的負担を分担するのを控えている国と派遣国との間の境界線の全体的な欠落の見直し。最後が、「死活的な」利害を有するゾーンの境界線付近もしくはその内部に各国が紛争の中心を抱えたくないこと。そして、今日、大国や軍事・政治同盟が、新たな世界秩序の確立という役割を担おうとし、新たな世紀の安全保障システムについてのビジョンを押し付けようとする。国連（ナミビア、ソマリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、タジキスタン）やその他の機構を含む、外部からの紛争への介入に関してすべての対立する集団の合意がもつ役割が低下していること。

その後、第48回国連総会のインセインリー（Mr. Insanely）議長は、世界平和の維持と武力による方法の間の境界線は今日曖昧であると述べている。こうした傾向を考え合わせ、実際に、国連の「世界に課せられた義務」という言葉が登場した。

国連の作戦の支援に際して武力を行使するという意欲が増大していることは、「世界のプログラム」といった定式の中に示されており、そこではガリ元国連事務総長が、国連特別部隊の創設とそれを強制的な行動に使用するという構想を提唱した。

国連事務総長のPKO担当の補佐官であり、再度この部隊のチーフに選出されたアナン氏は、（1993年12月）のある発言の中で次のように述べた。「ソマリアとボスニアで現在発生している紛争は、その過激なイメージによって、指標を変えてしまった。すでに、調停の実施を見守り、敵対勢力を分離させるだけでは十分でなく、国際社会は今や、加盟各国が境界設定や、大型武器の管理や破壊、無政府状態の抑制、軍事活動地帯での人道支援物資の配布の維持に従事している。そうした作業のためには武力が必要であり、単なる抽象的な文言が必要なのではないことが明らかになっている。我々はかつてそれ

が必要か否かについて探求してきたが、最初憲章の中に盛り込まただけであったわけだが、今日、国連は世界平和の確立のために強制的な措置を受け入れたのである。彼は、同様の実力行動を実施する主導的役割はNATOに奪われたと指摘した。その意見によれば、義務から具体的な行動への転換において動揺があっても、それは成功への主な障害を取り除くのに役立つ。アナン氏は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける筋書きの展開を予測していた。つまり、NATO軍の選択的な活用から（国連安保理決議836に従って、1993年6月4日から、国連加盟国は、安全地帯とその近くでのUNPROFOR（ボスニア）を支援するために、軍を活用する権限を得た）IFORの組織内でのNATO軍の絶対的な優位に至るまで。近年の平和維持活動の実践が示していることは、実際、すべての平和維持活動で、委任による一定の武力行使の限界はかなり克服されたということである。

このことすべてが証明するように、軍事紛争の解決に際して武力の使用を制限しようとする国際社会の意欲にもかかわらず、それに対する要請は着実に増大している。それと同時に、多数派の意見は、1つにまとめられる。つまり、武力の使用は通常の状態の観点と、その使用の性格と規模の観点の両方から正当化されるべきである。

3.5 世界平和の維持と地域の安定のための紛争後のモデル

冷戦終結後、ロシアは一貫して、世界の様々な地域における安全保障のための開かれた有効なシステムの創設のために活動している。そうしたシステムの最初のポイントは、現存の軍事ブロックの拡大や、各国による何らかの行動規範の発展、安全保障の強化と協力の発展を促進する平和な外縁部の形成であるべきである。

チタレンコ所長の見解によれば、「今日、APORにおける新たな安全保障構造の形成や、地域を越えた安全保障と協力の構造は、古い冷戦期の超大国の対立の原則に基づくならば、期待された結果をもたらすことはできず、国際関係に形式主義がはびこるだけだろう。グローバリゼーションの時代における、新たな公式である発展の中での協力を通じた安全保障の実現のためには、国家間の合意や契約の基礎にのみ立脚して、新たな地域的構想ないしはグローバルな構想を生み出す必要がある。今日、均一の経済秩序の形成と、地域と世界の安全保障のための均一の規範の受け入れについて語る必要がある。」

当初の均一な安全保障の規則は、核実験、核兵器やその他の大量破壊兵器の不拡散、テロ、民族浄化、罪のない人々に対する武力行使など、切迫した安全保障上の問題に合致するだろう。この規則は、まさしく、どんな犯罪をどのように処罰し、誰を処罰するかを示すものである。そうした国境を越える権利の主体は、国家でも、人々でも、組織でも、政府でも具体的な政治でもない。法規の適用の手順は、検事と弁護士の出席を得て、地域コミュニティから選ばれた陪審員から成る法廷を含むものとなるだろう。法廷によ

る決定の履行は、多国間の地域的平和維持軍を含む、特別な地域機関に割り当てられるだろう。

今日、この提案は、検討すべき情報であるが、すぐには達成できない目的のように見える。しかし、この構想への批判は騒々しく、それが大国だけに有利であるというものである。均一な安全保障の規範を作成する作業はそれらの大国に割り当てられることになろう。そして今日、米国、ロシア及び中国においては、そうした構想に対する支持者よりも反対者が増えていきそうである。しかし、当の提案が、発展の中での協力を通じた地域安全保障とグローバルな安全保障両方の維持のための政治という、グローバルイゼーションのコンセプトの論理に合致していることは疑問の余地がない。

アジアを念頭に置いた、均一な安全保障の規範を基礎にした均一な地域秩序に関する構想が検討されれば、形成されつつある単極の世界システムに対する対抗軸としての多極世界という構想をさらに発展させることになる。国際関係の多極性という考え方の利点は、覇権国から世界の国々を保護することにあるし、また他方では、国際的な活動で武力を行使する誘惑から覇権国を救うことにある。

それと同時に、多極性という考え方に対しては数多くの議論が認められる。まず、現代世界の主要な極である米国に、冷戦時代の旧ソ連に匹敵するような競合相手がいるという認識をもっている人はほとんどいない。西欧とアジアにおいては経済的な極が形成されている。市場システムに特徴的な経済対立や貿易摩擦にもかかわらず、米国は対抗措置をとる代わりに、これらの極との相互関係を構築している。発展途上国のいずれか、それらの連合が世界のリーダーの一員となり、市場ルールにのっとり行動しても、これらのルールを作り、それによって大きな成功を収めている国と対立するのは想像するのは困難である。第2に、歴史的な視点から、多極的世界という考え方は、新たな極同士の対立モデルに関する国際社会の態度を除去してしまい、世界の国々間の現実の不平等な状況を固定化する危険性がある。すなわち、ある国家は、極の一つとして指導的国家として行動し、その他の弱小国は、衛星国として行動するという不平等な状況である。

均一な世界秩序という考え方によって、多極性という考え方を新たな視点で見ることができ。APR諸国の利害は、新たな世界秩序の発展に際して自らの主張に耳が傾けられることであり、自国の利益や伝統が最大限考慮されることである。このコンセプトは、近い将来現実化するものではないが、対外政策や経済外交の哲学的基礎となるものであり、それに依拠することは有益であろう。

新たなアジアの安全保障構造の形成に際して、地域安全保障システムの構築のための知的、政治的、資金的なイニシアチブをとる者についての1つの疑問が大きな意味を持っている。それゆえ、アジアにおける集団安全保障の運命に対する基本的な責任はだれが負うのか、という疑問である。

チタレンコ所長の考えでは、現実には、アジアの安全保障とその進展の最適モデルを提示する指導的な役割は、地域大国も含めた超大国が担うべきである。多大な軍事力や経済力、知的な能力を持ち、地域的活動で大きな比重を占めている超大国は何よりもまず、アジアにおける集団安全保障システムの形成に責任を負っている。さらに、それらのうちのどれか1国が同意しなければ、APRの秩序の再編の成功を期待することは困難である。

従って、ロシアの権威ある学者たちは、21世紀の新たなグローバルな文脈の中で東洋文明について考察している。新たな秩序の構造、グローバルな安全保障、東アジアとAPRの地域的安全保障は、国際関係上の諸問題に関する米国、日本、ロシア及び中国の立場に左右されるために、これら大国間の関係は対立的であってはならない。これらの大国は、経済分野だけでなく、安全保障の分野でも全般的な協力の場を見つけることができる。西洋（米国と欧州連合）と東洋（日本、ロシア、中国）は共にこの方向に進んでいるため、新たな世界秩序を生み出すことが可能であり、それは、その参加国すべてにとって好ましいものとなり、平和と人類の発展のための公正な方法を生み出すことができる。

この見方からすれば、ロシアにとって明らかに重要なことは、米国とのパートナーシップ関係を失わないことである。ロシアと米国というかつての冷戦時代の競合国は共に、APR諸国の安定、主権及び領土的一体性を支援することに普遍的な利益を見出している。今日、ロシアと米国は、地域紛争の可能性を高めるだけであった、大国間の一貫性のない競合モデルを拒否している。

ライバル関係からパートナーへの転換は、アフガニスタンにおけるテロとの戦いの遂行の過程で、ロシアと米国の積極的な協力という成果をもたらした。中央アジアの国々、集団安全保障条約機構（CSTO）やSCOにおけるロシアの同盟国やパートナーは、アフガン作戦遂行の過程で、対テロ有志連合の参加国である米国やその他の国々に対して、軍事部門の技術支援や後方支援を与える決定を受け入れることで、ロシアと合意した。この調整された決定は、集団安全保障理事会の枠組みの中での助言を行なう過程で受け入れられた。

ロシアは、SCOやCSTOのパートナーや同盟国と同意したように、欧州・大西洋地域だけでなく、CISの加盟国の領土も含めた中央ユーラシア全体の安全保障の強化に関する問題を、ロシア・NATO理事会の枠組みで議論し解決することが可能である。その結果、欧州・大西洋地域とAPRの安全保障空間が構築され、統合される。我々の見解では、政治・外交的相互関係のメカニズムは、これら2つの地域の安全保障の強化に関する地域を越えた協力の基盤を生み出すことになる。それらは、予防外交、平和維持、紛争解決の基本的な主体間（ロシア、米国、国連、OSCE、EU、NATO、CSTO、SCO、SVMDA）

の協力と相互関係のための国際法上の正当性を提供する。

要するに、ロシアの政策が伝統的に、国家間の利害の相互尊重のみが、強固な世界の安定を保障できるとの認識に立って、集団安全保障に関する方針の設定に固執してきたことに気づく必要がある。さもないと、国家間の不信感や猜疑心の諸要素は不可避免的に、集団内部にも生じるし、これらの枠外の国々にも生じることになる。

集団的な地域安全保障システムのエッセンスは、地域の国家の主権と領土的一体性を相互に保障する軍事的、政治的及びその他の措置を着実に作り上げることであり、それらは、適切な国際法的な取り決めやうまく機能する信頼のおけるメカニズムによって支えられる。

東アジア地域におけるそうしたシステムの形成は、十分な時間を要する問題であることは明らかである。他方で明らかなのは、この地域の個々の国の安全感を高めるような、地域の条件の諸要素が漸進的に形成されることについて語ることは可能であるということである。

集団安全保障システムは、十分に発達した通常の法的な性格をもつ要素に基礎を置くべきである。当然ながら、その基本的意味は、ある状況の軍事的・政治的指標によって評価される。しかし、強力でバランスの取れた調停と保証のシステムが十分に存在すれば、地域の国家間の平和的な関係を維持することによって、また、危機や戦争前の状況から抜け出すメカニズムや、それらを政治的・外交的努力の回路へ移すメカニズムを発展させる枠内で、状況に対して多大な安定化作用を及ぼすことができる。集団安全保障機構の活動の一要素としては、軍縮も少なからず重要であろう。

示されるように、安全保障に基づく地域秩序の基本的要素には、地域安全保障のコンセプトと基本原則に対する当事国の調整されたアプローチが表明された、政治的に、また法的に義務づけられた文書が含まれるべきであり、それは各国にとってこの分野の指針となる。危機や紛争状況を克服する予防措置の目的も含めた、地域安全保障の分野での参加国の相互関係のメカニズムも発展させるべきである。さらに、国連の取り組みと地域組織のそれを結びつける体制を規定する必要がある。

我々が検討している、地域的集団的安全保障システムの創設は、困難な問題である。その構築に関するコンセプトの重要な発展がなければ、そしてまた、提示された内容の利点に関するこの地域の国々の政治的エリートの信念と世論がなければ、当該方向への進展を考えることは困難である。従って、とりわけ、テロリスト等との結びつきが非難されている犯罪者の拡散を防止する単純な対テロシステムに関する相互の情報交換に関する合意も含めて、テロ組織との戦いを志向する信頼措置を進展させることが必要となる。

この地域においては、適用可能な活動時間を利用し、他の地域での経験を有している

国連が、新たな地域機構に参加することが可能である。それゆえ、ロシアの国連安保理のメンバーとしての役割や、軍備削減の分野で広範な経験を持つ、この地域の国々の政治的パートナーとしての役割は、かなり重要であるといえる。